



議案第六十六号

団体管三徳地区ほ場整備工事請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のとおり団体管三徳地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和五十六年五月二十五日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年七月十七日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年七月十七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

四 契約金額中「七四九〇〇〇〇〇円」を「八三五〇〇〇〇〇円」に改める。